

想定外では 片付けられません

最大震度7

※震度は、気象庁：東海地震に関する基礎知識より抜粋

写真・イメージ

災害時発動型保証予約システム

(早期復旧 のために) BCP特別保証

激甚災害被災下での事業継続や復興のための保証予約

事前保証予約期間
保証料無料

激甚災害発生時
—— 無担保最大 ——
8,000万円



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会

<http://www.cgc-shizuoka.or.jp>

BCP特別保証 災害時発動型保証予約システム

静岡県信用保証協会の「BCP特別保証」は、BCPを策定した企業のための災害時資金支援のシステムです。

BCP特別保証の概要

資格要件	BCP(事業継続計画)を作成している中小企業者		
保証内容	激甚災害保証制度要綱による	有効期限	事前内定通知発送日より1年

※保証予約(事前申込)時に保証料は、一切発生しません。※災害発生時には、あらかじめ正式の申込が必要です。

対象事業継続計画～以下のBCPに準拠した形態の計画であること

中小企業BCP策定運用指針【基本コース】(中小企業庁)

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

静岡県事業継続計画(BCP)モデルプラン【第1～3版】(静岡県)

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/bcp/index.html>

中小企業BCPステップアップガイド(特定非営利活動法人事業継続推進機構)

<http://www.bcao.org/data/01.html>

地域建設業における災害時事業継続の手引き(社団法人全国建設業協会)

<http://www.zenken-net.or.jp/zenken-jktebiki/index.html>

「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく

「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得した計画

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/torikumi_minkan.html



商工団体が策定を支援した計画(専門家の支援は必須)で、中小企業庁及び県の定めるBCPの「自己診断チェックリスト」の必須項目を満たした計画

商工団体とは… (・商工会議所法第27条に基づき設立された商工会議所
・商工会法第23条に基づき設立された商工会
・中小企業等協同組合法第82条第2項に基づき設立された中小企業団体中央会)



実際に災害が起こったら…

利用保証制度	激甚災害保証制度	災害地指定	国が指定した市町
資金使途	事業の再建に必要な運転資金、または設備資金 保証の対象となるのは罹災に伴う運転資金または設備資金に限られ、一般的な運転資金は対象となりません。 ① 陳列、在庫商品が流出又は焼失したことによる新たな商品購入資金 ② 倒壊店舗・倉庫等の撤去費用 ③ 買掛金決済資金や給与支払資金として用意していた資金を事業再建のために使用したために枯渇した場合における補填資金		
保証限度	28,000万円	保証期間	10年以内
信用保証料	年0.7%(但し、料率は現時点)	返済方法	期日一括払い/分割払い
担保	8,000万円を超える場合は必要。※8,000万円以内でも要担保場合があります。		

※ご利用にあたっては保証協会の審査があります。ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

■ BCP策定、BCP特別保証のご相談は、当協会をはじめ、お近くの金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会でも受付けています。

お問い合わせ先

本店営業部 TEL 054-252-2121
〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4
(アーバンネット静岡追手町ビル5F)

浜松支店 TEL 053-458-1212
〒430-8666 浜松市中区田町330-5
(遠鉄田町ビル6F)

沼津支店 TEL 055-926-0100
〒410-8691 沼津市米山町6-5
(沼津商工会議所会館3F)



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会